

山梨県鉄道輸送対策事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県鉄道輸送対策事業費補助金(以下、「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費の一部を県が補助することにより、輸送の安全を確保すること等を目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において「補助対象事業」とは、次の各号に掲げる補助対象事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等であって、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」又は「鉄道事業再構築事業」に該当するものをいう。

- 一 信号保安設備
- 二 保安通信設備
- 三 防護設備
- 四 停車場設備
- 五 線路設備
- 六 電路設備
- 七 変電所設備
- 八 車両設備
- 九 その他設備

2 「補助対象事業者」とは、県内の鉄道事業者であって、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社を除いた事業者とする。

3 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保する設備の整備であって、大臣に提出された「生活交通ネットワーク計画」(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。

4 「鉄道事業再構築事業」とは、補助対象事業者において実施される鉄道事業の再構築に必要な設備の整備等であって、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき、国土交通大臣の認定を受けた「鉄道事業再構築実施計画」に基づき行われるものをいう。

(交付の対象等)

第4条 補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下、「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 前項の補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備に直接要した本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費、調査費及び鉄道事業再構築事業を実施するために要するコンサルティングに係る委託経費とする。

3 次の各号に掲げる場合は、交付の対象としないものとする。

- 一 補助対象経費の額が、交付申請時における直近の決算における鉄道事業の経常利益の額(別表に定める収益及び費用の配賦方式に基づき計算した額)を下回る場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに交付申請書(様式第1)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査のうえ、予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2)により補助金の交付を申請した補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第8条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、交付決定変更申請書(様式第3)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 様式第1別紙における各工事内容間の補助対象経費の配分を変更(変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。)をしようとする場合
- 二 様式第1別紙における工事内容を変更(補助金の額の増額を伴わないもので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部に関わる軽微な変更を除く。)又は中止しようとする場合

(交付決定の変更及び通知)

第9条 知事は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、交付決定変更通知書(様式第4)により申請した補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の後、その交付の決定に係る申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに状況報告書(様式第5)を知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、予定期間内に補助対象事業を完了させることができない場合又は遂行させることが困難となった場合は、状況報告書にその理由を付してすみやかに知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6)を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の工事期限)

第13条 補助対象事業は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日以降に着手し、3月20日までに完了しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第14条 知事は、第12条の規定による実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第7)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第8)を知事に提出しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第16条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下、「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、山梨県補助金等交付規則第20条第2号の規定により、知事が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号)に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(様式第9)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、第2項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(補助事業に関する書類の保存)

第18条 補助対象事業者は、補助金の交付の対象となった設備の整備等に関する書類を、整備完了の属する年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、平成20年8月19日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

2 山梨県鉄道近代化設備整備費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県鉄道近代化設備整備費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年11月30日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年8月11日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

第1条 この要綱は、平成24年3月14日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

(再生計画事業の補助対象等に関する特例)

第2条 平成21年度から最大5カ年間に限り、平成20年度末までに鉄道事業者、地方公共団体及び地域の企業、NPO、住民等から構成される協議会等により策定され、計画の実効性や実現可能性、地方公共団体による支援の積極性等から地方運輸局長により承認された概ね5カ年の計画（以下、「再生計画」という。）を策定した事業者が、通勤、通学又は貨物輸送を主として行う鉄道の路線（以下、「補助対象路線」という。）において実施される経費節減及びサービス改善効果が著しく地方鉄道の活性化に資する設備の整備（以下、「再生計画事業」という。）に対し、予算の範囲内において当該事業を実施する鉄道事業者に対し補助金を交付する。

2 前項の補助金の額は、次に掲げる設備の整備について、補助対象経費に1/5を乗じて得た額以内とする。

第3条第1項に掲げる設備（ホームの延伸、駅舎の改良、車両の更新、出改札の新設・改良は除く。）

待合室の新設

駅階段上屋及び駅構内通路上屋の新設

3 「再生計画事業」を実施する場合で、次に掲げる設備の整備をする場合は、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内とする。

行違い設備の新設・改良

車両の増備・更新

出改札の新設・改良

駅舎の改良

ホームの新設・延伸

新駅設置

部分的複線化

パークアンドライド駐車場・駐輪場

第3条 「再生計画事業」の交付対象は、交付申請時における直近の全事業の決算（以下、「全事業決算」という。）のうち、補助対象路線に係る決算において経常損失を生じている路線において実施されるものであって、全事業決算において経常損失を生じているか又は経常利益の金額が全事業決算における全事業の事業用固定資産の価額の5分に相当する金額を超えない鉄道事業者が実施するものとする。ただし、「再生計画」の2カ年目以降、全事業決算のうち、補助対象路線に係る決算において経常利益が生じた場合、その金額が鉄道事業用固定資産の価額の5分に相当する金額を超えない路線に係る鉄道事業者が実施するものについても交付の対象とする。

2 「再生計画事業」を実施するにあたり、補助金の運用に関し各路線別に収益及び費用を計算する場合において、各路線の収益及び費用は別表に定めるところにより配賦する。

3 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業と合わせて再生計画事業を実施する場合、両事業に係る補助対象経費の額を合算した額が、交付申請時における直近の決算における鉄道事業の経常利益の額（別表に定める収益及び費用の配賦方式に基づき計算した額）を下回る場合は、交付の対象としないものとする。

4 前項の規定は、第3条第3項の鉄道事業再構築実施計画に基づき行われる事業については適用しないものとする。

第4条 県が再生計画事業として交付する補助金の額は、国が補助する額以内とする。

第5条 補助対象事業者は、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付決定通知及び同補助金の額の確定通知を受け取ったときは、遅滞なくその写しを知事に提出するものとする。

第6条 第6条から第18条の規定は、再生計画事業を行う場合において準用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。